

1 計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景

私たちの暮らしを育むまち福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水、その分水沿いに発展した福生と熊川の屋敷群、里山としての雑木林を残す河岸段丘の2本の崖線、拝島駅を要として南北へ延びる国道と3本の鉄道、そして5つの駅、市域の3分の1を占める横田基地と、小さなまちとはいえ、変化に富んだ魅力を持つまちです。

戦後、日本はめざましい経済発展をし、福生市も、先人の営々とした努力により、都市基盤づくりとしての社会資本の充実がなされました。しかし、行政主導による経済性を優先とした整備の結果として、市民一人ひとりにとって、必ずしも魅力あるまちには成り得ていません。

道路上には、本来歩行すべき場所に電柱や標識が雑然と立ち並び、緑は少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さや形状・色彩は不ぞろいで、看板や標識が乱立した景観は、市民一人ひとりの心の中にあるふるさとと重ならないものです。

四季折々に美しい魅力を見せる自然を思う時、社会資本の整備は目的でなく手段であるはずです。今までのような普及率重視の満足度の追求を反省し、心の満足度を優先したまちづくりに転換する時期が到来しました。ごみの不法投棄、タバコの吸い殻の投げ捨て、違反広告物、放置自転車等の景観形成に阻害となる行為は、社会的道徳の欠如の表れでもあり、美しいものではありません。未来を担うこどもたちの健全な育成にも好ましい景観ではありません。

市民一人ひとりの心の中にある美しい景観を大切にし、日本の自然と暮らしに根ざしたまちとの共生を図りながら、まちの景観を次の世代に引き継ぐ資源として整備し、市民、事業者、行政などまちづくりに関わるすべての人々が協働しながら、それぞれの責務を果たし、この地をふるさととして愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくっていくために、この「福生市まちづくり景観基本計画」を策定します。



(2) 計画の目的と位置づけ、役割

福生市まちづくり景観基本計画は、市民・事業者・行政が共有する、「福生市の景観づくりの将来像」を示す計画です。

また、福生市の景観を守り、つくり、育てるための施策を長期的、総合的、体系的に推進するための「道しるべ」となるものです。

国においては、平成16年12月に「景観法」*が施行され、景観行政団体*になると、景観法に基づく「景観計画」を作成することができるようになりました。福生市はまだ景観行政団体ではありませんが、今後必要に応じて、東京都との協議・同意を経て景観行政団体になることも想定しつつ、本計画を策定します。



景観法の枠組み



(3) 対象とする区域

本計画は、福生市全域を対象とします。

【解説】

*景観法：日本ではじめての景観に関する総合的な法律。景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確にしています。

*景観行政団体：景観行政を主体的に推進していく団体。政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体になり、その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体になることができます。上記以外の地域は都道府県が景観行政団体になります。

(4)「景観」って、どんなもの？

福生市まちづくり景観基本計画では、景観を以下のように捉えます。

「景観」とは、私たちの生活の一部が形となって表れたものです。
「景観」は、私たちの共有財産です。

景観は、私たちの生活（暮らし）の結果であり、そこに暮らす人の想いやこころの一部が形となって表れたものと言えます。建物の色やデザインなども重要ですが、決して見た目や表面だけのものではありません。

また、景観は、子どもたちの感性や情緒にも大きな影響があると考えられます。私たちは、私たちをとりまく環境から日々影響を受けています。

そのため、

水や緑などで構成される**自然**の景色・建物などの**人工物**だけでなく、動植物や人々の**営み**までを含めて景観を考えていきます。

景観の分類

自然景観	水、緑、空、大地、多摩川、崖線、玉川上水 など
歴史文化景観	社寺、旧街道のまちなみ、屋敷、蔵、水路 など
産業景観	商業施設・商業地のまちなみ、工場・工業地のまちなみ、煙突 など
生活景観	住宅地のまちなみ、看板・標識、フェンス、ガードレール、歩道橋、電柱・電線、蔵、水路、ごみのポイ捨て、ユニバーサルデザイン など
都市施設景観	道路、鉄道、公園、公共施設 など
異文化景観	基地、ハウス など

また、景観は、私たちの個人の財産とも大きく関係しています。そのため、利害関係者による十分な話し合いと合意が欠かせません。景観は、個の積み重ねであるとともに、お互いに影響しあいながら形づくられています。

そのため、

これからは、景観は個人だけのものではなく、同時に**私たちの共有財産**であるということを共通認識にしていくことが必要です。

- 平成 16 年 7 月 24 日には、「まち歩き」を実施。子どもたちも参加して、当日の感想を絵日記に表現してくれました。(18 ページにも掲載しています。)

